

# 神通川地域森林計画 変更計画書

(神通川森林計画区)

自 令和 4年4月 1日  
計画期間  
至 令和14年3月31日

(令和3年12月樹立)

令和5年12月変更

富 山 県



## 目 次

はじめに	(略)
第1章 基本的事項	(略)
第1項 とやまの森の現状と課題	(略)
第2項 とやまの森づくりのための基本的な考え方	(略)
1 とやまの森づくりの基本理念	(略)
2 とやまの森づくり基本指針	(略)
3 とやまの森づくり基本指針が目指す森林の姿	(略)
4 県民参加による森づくりの具体的な方針	(略)
第2章 計画事項	
第1項 計画区の概要	(略)
1 計画区の概況	(略)
2 計画区の森林・林業、木材産業の概要	(略)
3 計画樹立に当たっての基本的考え方	(略)
第2項 計画の概要	(略)
1 計画の対象とする森林	1
2 計画事項の概要	2

第3項 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	5
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	5
第4項 森林の整備に関する事項	9
1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	9
2 造林に関する事項	11
3 間伐及び保育に関する事項	15
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	17
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	21
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	24
第5項 森林の保全に関する事項	26
1 森林の土地の保全に関する事項	26
2 保安施設に関する事項	28
3 鳥獣害の防止に関する事項	29
4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	30
第6項 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	32
第7項 計画量等	33
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	33

2 間伐面積	33
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	33
4 林道の開設及び拡張に関する計画	34
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	47
第8項 その他必要な事項	54
1 保安林その他法令により施業について制限を受けて いる森林の施業方法	54
2 その他必要な事項	56

参考資料 (略)

前期計画の実行状況と林地の異動状況 (略)

用語の解説 (略)

附属資料 (略)

## 第2項 計画の概要

### 1 計画の対象とする森林

この計画で対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する神通川森林計画区域内の民有林とし、この森林は、森林法第10条の2に基づく林地の開発行為の許可制度及び同条の7の2に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出制度、同条の8に基づく伐採及び伐採後の造林届出制度等の対象となります。

なお、本森林計画区の森林計画図は、富山県森林政策課及び本計画区を所管する農林振興センター、関係市町役場において縦覧できます。

#### ◆計画の対象とする森林の面積◆

単位 面積：ha

区分	面 積	備 考
総 数 (変更前)	105,739 (105,735)	
市 町 村 別 内 訳	富山市 58,115 (58,115)	旧富山市、旧大沢野町、旧大山町、 旧婦中町、旧山田村、旧細入村、 旧八尾町
	魚津市 10,230 (10,230)	
	滑川市 701 (700)	
	黒部市 8,972 (8,972)	旧黒部市、旧宇奈月町
	上市町 11,989 (11,985)	
	立山町 7,461 (7,461)	
	入善町 914 (914)	
	朝日町 7,357 (7,357)	

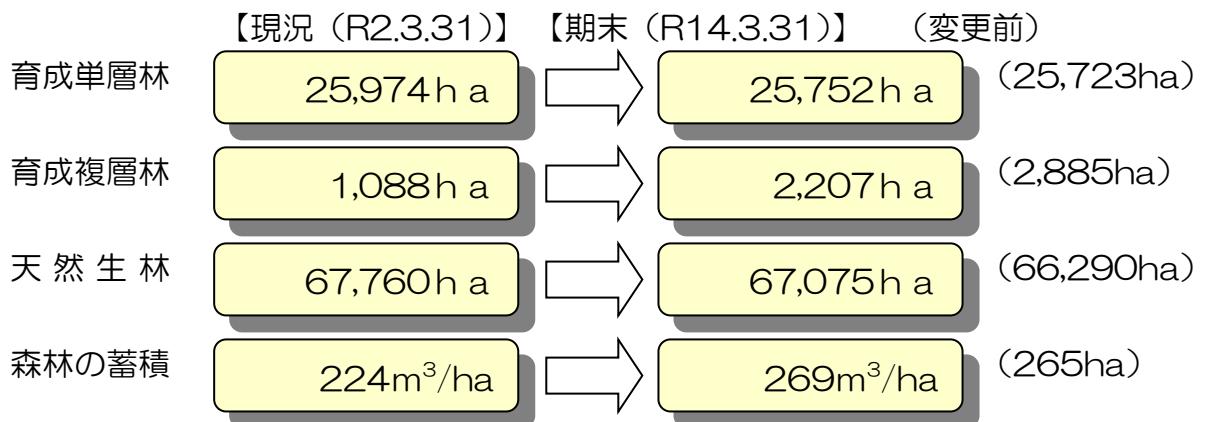
## 2 計画事項の概要

この計画の計画期間である令和4年度から令和14年度までの10年間の森林の整備及び保全の目標や、実施の計画量は次のとおりとします。

### (1) 森林資源の目標

#### ア 森林面積及び蓄積

計画期末の施業方法別森林面積及び ha 当りの森林の蓄積については、伐期の長期化や放置人工林の針広混交林化、里山の整備を推進することなどを考慮し、次のとおり設定します。



## (2) 計画量の概要

### ア 立木の伐採量

計画区の森林資源の状況などを考慮し、計画期間内における伐採立木材積について、次のとおり設定します。

単位：千m<sup>3</sup>

区分	計画量 計 R4.4～R14.3	前期計画量 R4.4～R9.3	後期計画量 R9.4～R14.3
主伐材積 (変更前)	391 (520)	153 (238)	238 (282)
間伐材積 (変更前)	569 (688)	284 (344)	285 (344)

### イ 人工造林や天然更新の面積

計画区の地質、土壤等の自然条件及び伐採計画量等を考慮し、計画期間における人工造林及び天然更新する面積を次のとおり設定します。

単位：ha

区分	計画量 計 R4.4～R14.3	前期計画量 R4.4～R9.3	後期計画量 R9.4～R14.3
人工造林 (変更前)	766 (1,000)	333 (457)	433 (543)
天然更新 (変更前)	608 (794)	199 (363)	409 (431)

### ウ 間伐の実施量

計画区の森林資源の状況等を考慮し、計画期間における間伐を実施する面積を次のとおり設定します。

単位：ha

区分	計画量 計 R4.4～R14.3	前期計画量 R4.4～R9.3	後期計画量 R9.4～R14.3
間伐面積 (変更前)	5,730 (6,818)	2,759 (3,409)	2,971 (3,409)

## 工 林道の開設延長

計画区の路網の整備状況や森林管理及び木材搬出の効率向上等を考慮し、計画期間における林道の開設延長を次のとおり設定します。

単位：km

区分	計画量 計 R4.4～R14.3	前期計画量 R4.4～R9.3	後期計画量 R9.4～R14.3
林道開設 延長	44	20	24

## 才 保安林の面積

計画区の自然条件や社会条件等を考慮し、計画期間末における保安林の面積を次のとおり設定します。

単位：ha

区分	計画量 計 R4.4～R14.3	前期計画量 R4.4～R9.3	後期計画量 R9.4～R14.3
水源涵養	32,266 (32,314)	32,114 (32,151)	32,266 (32,314)
災害防備	30,110 (30,270)	29,926 (30,027)	30,110 (30,270)
保健・風致	6,483 (6,483)	6,483 (6,483)	6,483 (6,483)
総数	62,415 (62,604)	62,078 (62,198)	62,415 (62,604)

※総数欄は、2以上の目的達成のために指定する保安林があるため、内訳の合計とは合致しない。

## 力 治山事業の施工地区数

計画区の自然条件や社会条件、保安林の指定状況、森林の荒廃状況等を考慮し、計画期間における治山事業の施工地区数を次のとおり設定します。

単位：地区

区分	計画量 計 R4.4～R14.3	前期計画量 R4.4～R9.3	後期計画量 R9.4～R14.3
治山事業 施工地区数	146	87	59

## 第3項 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、第1章第2項の「とやまの森づくりのための基本的な考え方」を踏まえるとともに、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養<sup>かん</sup>、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護に関する取組を推進します。

#### ◆森林の有する機能（はたらき）◆

##### —豊かで清らかな水を育む（水源涵養機能）—

森林の土壤は、雨水を蓄え徐々に流しだすことから、洪水や渴水を防ぐとともに、土壤中の栄養素を溶かし込んだ水は、川や海の生き物を育んでもいます。



—人々の命と暮らしを守る（山地災害防止機能／土壤保全機能）—  
下草が生え、地中には樹木の根が張り巡らされている森林は、雨による土壤の流出や、山崩れやかけ崩れを防ぐとともに、木の幹は雪の動きを抑え、なだれの発生を防いでいます。



##### —快適な生活環境を創造する（快適環境形成機能）—

海岸林は潮風や飛砂から、街の森は騒音、強風などから私たちの生活を守っています。また、森林は空気中の汚染物質などを葉に吸着するなどして、大気の浄化にも役立っています。



—豊かな自然と豊かな心を育む（保健・レクリエーション機能）—  
森林には様々な動植物が生息・生育し、また、美しい景観を醸し出しています。さらに、この豊かな自然は、森林浴やレクリエーションの場となり、私たちの生活に安らぎと潤いを与えてくれます。

#### —潤いのある自然景観を構成する（文化機能）—

森林の景観は、行楽や芸術の対象として人々に感動を与えるほか、伝統文化伝承の基盤として自然観の形成に大きく関わっています。また、森林環境教育や体験学習の場としても役だっています。



#### —様々な動植物を保全する（生物多様性保全機能）—

森林は、鳥類、昆虫類をはじめとする野生動植物の生息・生育の場となっています。このように、森林は、遺伝子や生物種、生態系を保全するという、根源的な機能を持っています。

#### —環境にやさしい生活を支える（木材等生産機能）—

木は二酸化炭素を吸収して成長し木材として利用されます。また、この木材は伐採後に再造林することによって再生産が可能です。この環境にやさしい資材である木材を生産することや、山菜やキノコを供給することも森林の大切な役割の一つです。



## （2）森林の整備及び保全の目標

各機能に応じた森林の望ましい姿は、次のとおりです。

### ◆森林の有する機能を発揮する上での望ましい森林資源の姿◆

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能 <small>かんよう</small>	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射しこみ、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育的活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

### (3) 森林の整備及び保全の基本方針

各機能に応じた森林の整備及び保全の基本方針は次のとおりです。

#### ◆森林の整備及び保全の基本方針◆

森林の有する機能	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。</li> <li>自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</li> <li>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。</li> </ul>
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。</li> <li>自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</li> <li>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。</li> </ul>

快適環境形成機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</li> <li>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。</li> </ul>
保健・レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</li> <li>保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</li> </ul>
文化機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。</li> <li>風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</li> </ul>
生物多様性保全機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。</li> <li>野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</li> </ul>
木材等生産機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、経級の林木を生育させるための適切な造林・保育及び間伐等を推進する。</li> <li>施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。</li> <li>将来にわたり育成单層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。</li> </ul>

#### (4) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画区の自然条件や社会条件を踏まえ、かつ、「とやまの森づくり基本指針」で示された、本県の森づくりのあり方をもとに、本計画区の計画期間において達成すべき森林資源の状態は、次のとおりとします。

区分		現　況 (令和2年3月末)	計画期末( )は変更前 (令和14年3月末)
面積 (ha)	育成单層林	25,974	25,752 (25,723)
	育成複層林	1,088	2,207 (2,885)
	天然生林	67,760	67,075 (66,290)
森林蓄積(m <sup>3</sup> /ha)		224	269 (265)

## 第4項 森林の整備に関する事項

### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### （1）森林の立木竹の伐採に関する基本的な事項

森林の立木竹の伐採については、第3項の森林の整備及び保全に関する基本的な事項を踏まえ、自然条件や社会的条件及び伐採後の更新方法などを考慮した適切な方法により行うものとします。

なお、保安林等の制限林及び施業を特定する森林については、第8項の1の保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法によるものとします。

#### （2）森林の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採（主伐）の標準的な方法については、次の指針に沿って、気候、地形、土壤等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を考慮して、市町村森林整備計画で定めることとします。

なお、集材路の作設に際しては「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）に基づき、土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮します。

#### ◆森林の伐採（主伐）の標準的な方法◆

1. 更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地になること）を伴う伐採であり、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する
2. 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行う。特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する
3. 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

#### ◆種類別の伐採の指針◆

種類	標準的な伐採の方法
皆伐	気候、地形、土壤等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1か所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に考慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保存帯を設け、適確な更新を図る。

択伐	森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積にかかる伐採率は30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とする。
----	--

### ◆スギ人工林の主伐の時期の目安◆

樹種	生産目標	植栽時の本数	期待径級	主伐時期の目安
タテヤマ	一般建築材	2,500本/ha	28.5cm	45年
スギ	優良大径材	//	39.5cm	90年

※地位3の場合

### （3）立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢については、その樹種の平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を考慮して、市町村森林整備計画で定めることとします。

なお、標準伐期齢の目安は次のとおりとしますが、この林齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

### ◆樹種別の標準伐期齢の目安◆

樹種	林齢
ボカスギ	35
タテヤマスギ その他スギ	45
ヒノキ	55
マツ カラマツ	40
その他針葉樹（主に天然更新によるもの）	60
広葉樹（ブナなど主に天然下種更新によるもの）	60
広葉樹（コナラなど主にぼう芽更新によるもの）	15～25

### （4）その他必要な事項

低コストで効率的な木材生産が可能な人工林については、木材を持続的かつ安定的に供給する観点から、適切な時期による計画的な伐採を行うこととします。

また、公益的機能を重視する人工林にあっては、伐期の延長や長伐期林及び複層林（針広混交林）への誘導を推進します。

さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進します。

## 2 造林に関する事項

### (1) 造林に関する基本的事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新すべき期間内に造林を行うものとし、その方法については、第3項の森林の整備及び保全に関する基本的な事項を踏まえ、気候、地形、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件に応じて、人工造林又は天然更新によるものとします。また、更新に当たっては、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入を進めるほか、針広混交林への誘導等に努めるものとします。

なお、保安林等の制限林及び施業を特定する森林については、第8項の1の保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法によるものとします。

### (2) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

#### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種については、次の指針に沿って、市町村森林整備計画で定めることとします。

##### ◆人工造林の対象樹種に関する指針◆

木材生産を主目的とする場合はスギを主体とし、花粉症対策を推進するため、優良無花粉スギ「立山 森の輝き」を積極的に使用することとし、苗木を確保するための採穂園等を整備する。また、多様な森づくりを進める観点から、適地適木を旨とし、広葉樹の郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件及び造林種苗の需給動向や木材需要にも配慮した樹種を選定する。

#### イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林の標準的な方法については、次の指針に沿って、市町村森林整備計画で定めることとします。

##### ◆人工造林の標準的な方法に関する指針◆

1. 植栽本数は、森林の確実な更新を図るため、木材生産あるいは防災など、造林の目的及び造林地の自然条件や樹種特性、既往の造林の成果などを勘案して、次の表を参考に定める。なお、実施にあたっては、画一的に行うことなく、現地の実態、立地条件を十分考慮し、多様な森づくりを進める観点及び保育コストの低減を図る観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入

など、新たな施業技術なども取り入れ、幅広く検討する。

2. 新植の地拵えについては、雪害や林地の保全及びその後の作業能率に配慮し、筋置きを基本とする。また、再造林にあたっては、原則として伐根を抜き取らないものとする。
3. 植付けの方法については、気候や傾斜などの自然条件及び既往の方法の成果などを勘案して定めるとともに、植栽木が確実に活着するよう、春又は秋の適切な時期に植え付ける。

### ◆人工造林の植栽本数◆

樹種	施業区分	植栽本数	備考
スギ	標準施業	2,500本/ha	植栽・保育経費の低コスト化を図る場合は、2,000本/haとする
	針広混交林	1,000本/ha	天然更新木との混交林に誘導する場合
広葉樹	標準施業	3,000本/ha以上	
	針広混交林	1,000本/ha	針広混交林に誘導する場合であって、天然更新と併用する場合

注1) 防災を目的とする場合は、スギ、広葉樹を含め5,000本/ha程度とする。

注2) 針広混交林に誘導する場合は、天然更新による稚樹の発生を考慮し、天然更新が期待できない場合には植栽本数を増やすなどの対応をとる。

### ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

伐採跡地の人工造林をすべき期間については、次の指針に沿って、市町村森林整備計画で定めることとします。

### ◆方法別の伐採跡地の人工造林をすべき期間◆

伐採方法	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆伐	森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内。
択伐	伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間。

### (3) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて、天然下種、ぼう芽など、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

## ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種については、次の指針に沿って、市町村森林整備計画で定めることとします。

### ◆天然更新の対象樹種◆

多様な森づくりを進める観点から、天然更新の対象樹種は、コナラ、ミズナラ、ブナ、トチ、ウダイカンバ、シデ類、サクラ類など高木性の樹種を基本としつつ、ヤシヤブシやヤナギ、ハンノキ類などの先駆樹種も含めた幅広い樹種を対象とする。

このうち、ぼう芽更新が可能な樹種は、コナラ、ミズナラ、シデ類、サクラ類などのぼう芽力の強い高木性の樹種とする。

## イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新の標準的な方法については、次の指針に沿って、市町村森林整備計画で定めることとします。

### ◆天然更新の対象樹種の期待成立本数◆

伐採後おおむね5年を経過した時点で、周辺の植生の草丈（更新対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等）の高さ）を上回る樹高の更新対象樹木の期待成立本数は、1ヘクタールあたり 10,000 本程度とする。

### ◆天然更新すべき立木の本数◆

天然更新の対象樹種の期待成立本数の立木度3となる1ヘクタールあたり 3,000 本程度とする。

### ◆更新の種類別の更新補助作業の方法◆

更新の種類	作 業	内 容 等
天然下種	地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条処理等の作業を行う。
天然下種 /ぼう芽	刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
	植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
	つる切	ツル植物の繁茂により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
ぼう芽	芽かき	発生後数年までは枯死するものが多いため、その後の成長を見ながら発生位置の低い（根又は根に近い）優勢なものを株あたり 1～3 本残す。

### ◆天然更新の完了を確認する方法◆

#### ・天然更新の完了の判断基準

伐採後おおむね5年を経過した時点で、周辺の植生の草丈（更新対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等）の高さ）を上回る更新対象樹木の幼稚樹が、概ね1ヘクタール当たり3,000本（期待成立本数の立木度3）以上成立し、かつその出現率が70%以上となった状態をもって、更新完了とする。なお、出現率とは、幼稚樹の発生したプロット数が、全プロット数に占める割合をいう。

#### ・天然更新の完了の確認調査の方法

対象地の尾根部、中腹部、沢部にそれぞれ1ha所以上標準的な箇所を選んで調査区を設定し、1調査区の大きさは、帯状に長さ30m、幅1mの区域とする。ただし、対象地の稚幼樹帯の発生状況がほぼ均一と判断される場合には、調査区を適宜減ずる。プロットは1調査区を6等分に分割して設定する。

## ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

伐採跡地の天然更新をすべき期間については、次の指針に沿って、市町村森林整備計画で定めることとします。

### ◆伐採跡地の天然更新をすべき期間◆

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図る観点から、伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

## （4）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、次の指針に沿って、市町村森林整備計画で定めることとします。

### ◆天然更新による成林が期待できない森林の判断基準◆

1. ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹が区域内又は隣接した区域に存在しない森林。
2. 高標高地や尾根筋など、現地の生育状況や地形、土壌条件、当該森林及び近隣の主要実施箇所における天然更新の状況等から判断して、稚樹が発生しても十分な生長が期待できない森林。
3. 地形、傾斜、積雪量及び周辺の植生等から判断して、雪の移動（グライド）が懸念される森林。
4. 大面積人工林の皆伐予定地であって、現況の林床に木本類の発生が見られない森林。
5. 病虫害の発生によって、稚樹が発生しても消失する可能性が懸念される森林。

## （5）その他必要な事項

低成本で効率的な木材生産が可能な人工林については、木材を持続的かつ安定的に供給する観点から、伐採後の人工造林に努めるものとします。

### 3 間伐及び保育に関する事項

#### (1) 間伐及び保育に関する基本的事項

間伐及び保育については、第3項の森林の整備及び保全に関する基本的な事項を踏まえ、気候、地形、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件、最終的に目標とする林型、主伐の時期、コストの低減などを考慮した適切な方法により、間伐等を実施することとし、列状間伐やICT等を活用したスマート林業の普及など、施業の省力化・効率化に努めることとします。

なお、保安林等の制限林及び施業を特定する森林については、第8項の1の保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法によるものとします。

#### (2) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法については、次の指針に沿って、地域における既往の間伐の方法などを考慮して、市町村森林整備計画で定めることとします。

##### ◆タテヤマスギ人工林における間伐の時期◆

施業体系		間伐時期及び間伐率 上段：林齢 下段：間伐率（材積）		
		初回	2回目	3回目
植栽本数 2,500 本/ha	伐期 45 年	17 年生 24%	24 年生 27%	34 年生 28%
	伐期 90 年	20 年生 33%	33 年生 33%	55 年生 32%

注) 地位3における間伐時期の一般的な目安を示したもの。

##### ◆間伐の標準的な方法◆

1. 林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになること）し、立木間の競争が生じ始めた時期に実施する。その際、一定の期間内に林冠がうっ閉するように行う。
2. 森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、形質不良木に偏ることなく、適切な伐採率により繰り返し行う。特に、高齢級の間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。
3. 材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

なお、既往の気象害の状況などを勘案し、雪害を考慮する必要がある場合は、市町村森林整備計画において、次を参考に、間伐を実施すべき森林の立木の形狀比についても定めることとします。

◆雪害を考慮した間伐を実施すべき森林の立木の形状比（参考）◆

樹種	形状比
ボカスギ・カワイダニスギ	65 以上
上記以外のスギ	70 又は 75 以上

(3) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法（時期、回数、作業方法）については、次の指針に沿って、地域における既往の保育の方法などを考慮して、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆作業種別の標準的な方法◆

種類	標準的な方法
下刈り	局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な方法により行うこととし、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。
除伐	適正な林分構造が維持されるよう適切な時期に、適切な方法により行う。また、保育の目的外樹種であっても、その生育の状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値などを勘案し、有用なものは保存し育成する。
雪起し	雪起しは、林木の生長及び形質に悪影響が出ないよう、雪解け後 1 月以内に行う。
枝打ち	枝打ちは、林木の生育状況、生産目的等に応じて適切な時期に、適切な方法により行う。

◆スギの標準的な保育の実施林齢及び回数等◆

種類	実施林齢及び回数等
根踏み	植栽の翌年春（2年生）に実施
下刈り	植栽の翌年（2年生）～4年生までは2回刈 5年生～8年生までは1回刈 なお、作業の省力化・効率化にも留意し、状況に応じて下刈りの回数を削減することができる。
つる切	つる類の繁茂状態に応じて適時に実施
除伐	下刈り終了後、13年生程度を目安に実施
雪起し	3年生～10年生まで消雪後1ヶ月以内に実施
枝打ち	樹高 6m の頃に初回の枝打ち（枝下高 2m）を実施。その後、樹高が 3～4m 増すごとに繰り返し（1 回の枝打ち高は 2m まで）、生育状況、生産目的等に応じ枝下高 6～8m まで実施。

(4) その他必要な事項

低コストで効率的な木材生産が可能な人工林については、木材を持続的かつ安定的に供給する観点から、計画的な間伐及び保育に努めるものとします。

## 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

森林の有する公益的機能の別に応じて、公益的機能別施業森林を下表のとおり4つに区分して取り扱うこととします。

また、保安林をはじめ様々な法律により施業が指定されている森林（制限林）は、公益的機能別施業森林の対象とすることを基本とします。

#### ◆森林の有する機能と公益的機能別施業森林の関係◆

森林の有する機能	公益的機能別施業森林
水源涵養機能	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
山地災害防止機能 ／ 土壌保全機能	土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
快適環境形成機能	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
保健・レクリエーション機能	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
文化機能	

注) 生物多様性保全機能については、伐採や自然の攪乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であることから、区域設定の対象としない。

### ア 区域の設定の基準

公益的機能別施業森林の区域の設定については、次の指針に沿って、気候、地形、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件、森林の有する地域の要請、地域における既往の森林施業体系等を考慮し、林班又は小班を単位として市町村森林整備計画で定めることとします。

#### ◆区域の設定基準等◆

種類	森林の基準	対象となる制限林等
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林	・水源涵養保安林 ・干害防備保安林 ・水源涵養機能の評価区分が高い森林

土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林	・土砂流出防備保安林 ・土砂崩壊防備保安林 ・なだれ防止保安林 ・砂防指定地周辺 ・山地災害危険地区 ・山地災害防止機能の評価が高い
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林	・飛砂防備保安林 ・防風保安林 ・潮害防備保安林 ・生活環境保全機能の評価が高い森林
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林	・保健保安林 ・風致保安林 ・都市計画法による風致地区 ・文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林 ・保健文化機能の評価区分が高い森林

#### イ 施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林の森林施業の方法については、次の指針に沿って、森林の有する地域の要請、地域における既往の森林施業体系等を考慮し、市町村森林整備計画で定めることとします。

#### ◆森林施業の方法◆

種類	施業の方法
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散や伐期の長期化を図る。なお、皆伐面積の上限は 20ha、主伐の時期は標準伐期齢に 10 年を加えた林齢を目安とする。

土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	<p>成長量が比較的高く緩傾斜の森林は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散や伐期の長期化を図る。なお、皆伐面積の上限は20ha、主伐の時期は標準伐期齢の2倍の林齢を目安とする。</p> <p>急傾斜又は成長量の低い森林のうち、特に公益的機能の発揮を図る森林については、択伐により育成複層林に誘導する。それ以外の森林については、択伐以外の方法により育成複層林に誘導する。</p>
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林／保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	<p>成長量が比較的高く緩傾斜の森林は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散や伐期の長期化を図る。なお、皆伐面積の上限は20ha、主伐の時期は標準伐期齢の2倍の林齢を目安とする。</p> <p>急傾斜又は成長量の低い森林のうち、特に公益的機能の発揮を図る森林については、択伐により育成複層林に誘導する。それ以外の森林については、択伐以外の方法により育成複層林に誘導する。</p> <p>なお、保健文化機能の維持増進を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進する。</p>

## (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

### ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の設定をするとともに、この区域のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定します。設定にあたっては、次の基準に沿って、市町村森林整備計画で定めることとします。

#### ◆区域設定の基準◆

気候、地形、土壤等から林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や集落からの距離等から施業の集約化や機械化を通じた効率的な森林施業を推進していく森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林であり、木材の生産機能の維持増進を図る森林。

以上のうち、特に効率的な施業が可能な森林は、森林の一体性を踏まえつつ、特に林地生産力や傾斜等の条件のよい森林とする。

## イ 施業の方法に関する指針

木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林の区域の森林施業の方法については、次の基準に沿って、市町村森林整備計画で定めることとします。

### ◆森林施業の方法◆

生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を実施し、森林施業の集約化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、特に効率的な施業が可能な森林では、人工林の伐採後は原則植栽による更新を行う。

## (3) その他必要な事項

<なし>

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとします。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとめ等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進します。

その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備（既設路網の改良を含む。）します。

また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進します。特に、林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進します。また、既設林道の改築・改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図ります。

林道事業の計画量は第7項の4のとおりとします。

#### ◆基幹路網（林道及び林業専用道）の現状◆

区分	路線数	延長(km)
基幹路網	294	888
うち林業専用道	1	2

※令和4年度末時点 県森林政策課調

### (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準については、林地の傾斜度を因子とし、その目安を表のとおり定めます。

地域ごとに目標とする路網密度や作業システムの組合せを明らかにしていくことにより、効率的・効果的な基盤整備を進めます。

◆効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準◆

区分	作業システム	路網密度
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	110m/ha以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85m/ha以上
	架線系作業システム	25m/ha以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60<50>m/ha以上
	架線系作業システム	20<15>m/ha以上
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5m/ha以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムをいう。タワーヤード等を活用する。

2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダ等を活用する。

3：「急傾斜地」のく書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的考え方

傾斜が急峻な箇所、脆弱な地質・土壤な箇所、木材等生産機能の評価区分が低い森林を除き、基幹路網整備と併せて施業の集約化を図ることにより、低コストの森林施業を推進する区域を路網整備等推進区域とします。

路網整備等推進区域については、この基本的考え方を踏まえ、市町村森林整備計画で定めることとします。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

路網の整備にあたっては、以下の規定、指針に則り、適切な規格・構造を確保することとします。

ア 林道及び林業専用道

林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整整第602号林野庁長官通知）及び富山県林業専用道作設指針（平成23年4月1日森政第432号）。

イ 森林作業道

森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日林整整第 656 号林野庁長官通知）及び富山県森林作業道作設指針（平成 23 年 3 月 31 日森政第 541 号）。

（5）林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和 3 年 3 月 16 日付け 2 林整整第 1157 号林野庁長官通知）を踏まえ、適切な搬出方法を選択します。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

《該当なし》

（6）その他必要な事項

＜なし＞

## 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他の森林施業の合理化に関する事項

### （1）森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関しては、不在村森林所有者を含めた森林所有者への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び公開並びに助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託や、林業経営の委託への転換を促進することとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進します。

森林施業の共同化に関しては、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進します。

あわせて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図ることとします。

### （2）森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的・社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行なうことをいう。以下に同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進することとします。

### （3）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保に関しては、林業担い手センターや富山県林業力レッジを中心として、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援を行うこととします。また、林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受け入れ等に取り組むこととします。

また、森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善支援に取り組むとともに、経営感覚に優れた林業経営体及び林業事業体の育成に向けて、ICTを活用した生産管理手法の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上等による事業の合理化についても、一体的に促進することとします。

#### (4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業機械の導入の促進に関しては、本県の地形等の条件に適合し、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能林業機械の導入・稼働率の向上を図るとともに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進することとします。

また、林業機械の導入に当たっては、低成本で効率的な作業システムに対応するため、目標とすべき路網密度の水準と作業システムを目安として林道、林業専用道及び森林作業道の整備を推進することとします。

#### (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

林産物の利用促進のための施設の整備に関しては、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化等による流通・加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じ、需要者のニーズに即した品質及び強度性能の明確な木材製品を安定的に供給し得る体制の整備に加え、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努めます。

#### (6) その他必要な事項

林業や木材産業での就業機会の創出や生活環境の整備により、山村における定住を促進するとともに、レクリエーションや環境教育の場としての森林空間の総合的な利用の推進により、都市と山村の交流を促進するものとします。また、自伐林家や地域住民、NPO 等の多様な主体による森林資源の利活用等を進めるものとします。

## 第5項 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

#### (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、次表のとおり定めます。

区分	面積 (ha)	留意すべき事項	備考
総数 (変更前)	84,677 (84,056)	1. 立木の伐採にあたっては、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう大面积の皆伐を避けること。 2. 土地の形質の変更は、極力行わないこととし、変更する場合にあってもその目的態様に応じた最小限度の規模にとどめ、土砂の流出、崩壊防止等の施設を設けるなど土地の保全に十分留意すること。	対象森林 次の保安林及び普通林で、山地災害防止機能等を高度に発揮させる必要のある森林 (1) 水源かん養 (2) 土砂流出防備 (3) 土砂崩壊防備 (4) 干害防止 (5) なだれ防止 (6) 魚つき
市 町 村 区 分	富山市 魚津市 滑川市 黒部市 上市町 立山町 入善町 朝日町	46,297 (45,715) 7,272 (7,268) 429 (428) 7,549 (7,530) 10,118 (10,112) 5,519 (5,519) 815 (815) 6,678 (6,669)	

#### (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

《該当なし》

#### (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石の切取、盛土等土地の形質変更にあたっては、森林の土地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施地区の選定を行うとともに、土石の切取、盛土を行う場合には法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設を設けることとします。

なお、太陽光発電施設を設置する場合には、太陽光パネルによる地表面の被

覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮します。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用します。

#### （4）その他必要な事項

＜なし＞

## 2 保安施設に関する事項

### (1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、第3項の森林の整備及び保全に関する基本的な事項に則し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとし、保安林として管理すべき面積（計画期末の保安林面積）は第7項の5（1）のとおりとします。

### (2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、現況が森林以外の土地において、水源の涵養又は災害の防備のため、保安施設事業を行う必要があると認められたときに、必要に応じて指定することとします。

### (3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、第3項の1に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、近年、気候変動に伴い水害・土砂災害が頻発・激甚化していることから、災害に強い地域づくりや流域治水の取組と連携した流木災害リスクの軽減等を図るため、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに渓間工、山腹工、地下水排除工及び飛砂、潮風、強風からの被害防止のほか津波被害軽減にも繋がる海岸防災林造成等の治山施設の整備を計画的に推進することとし、治山事業の計画量は第7項の5（3）のとおりとします。その際、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めることとします。

### (4) 特定保安林の整備に関する事項

＜なし＞

### (5) その他必要な事項

保安林の適正な管理を行うため、地域住民、市町村等の協力参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調整等、標識の設置、巡視・指導の徹底等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関する情報の総合的な管理を推進することとします。

### 3 鳥獣害の防止に関する事項

#### (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

##### ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣による被害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を市町村森林整備計画で設定することとします。

##### イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置（防護柵の設置、ビニールテープ巻き、現地調査等による森林モニタリング等）又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進します。その際は、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図りつつ、関係行政機関等と連携して対策に努めることとします。

#### (2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとします。

## 4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

### (1) 森林病害虫等の被害対策の方針

森林病害虫等の被害対策については、次の指針に沿って、病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとします。

#### ◆松くい虫防除対策◆

防除方法	対象松林
地上散布	保安林等公益的機能の發揮が特に高く求められる人工林で、駆除だけでは被害が拡大する恐れのある松林
樹幹注入	老齢松林など保全すべき重要な松林で、対象木を限定して実施。
伐倒駆除	被害程度が微害～激害の松林
衛生伐	被害程度が微害～中害の松林（伐倒駆除との重複は不可）

#### ◆カシノナガキクイムシ防除対策◆

防除方法	対象森林
伐倒駆除	地域住民と関わりが深い森林等
樹幹注入	防災上、景観上特に保全すべき森林で、対象木を限定して実施。

また、重要な海岸林を保全するため、海岸林及びその周辺を松くい虫被害対策重点区域（以下「重点区域」という。）として、海岸林から外側に300mを基本とする範囲を、市町村森林整備計画において設定することとします。

### (2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3(1)に定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、被害対策等に努めることとします。

#### ◆クマ剥ぎ被害対策◆

防除方法	対象森林
ビニールテープ巻き、防除ネット、枝条巻き	造林公共事業の対象森林 (1施業地の面積が0.1ha以上)
テープ巻き、トタン巻き	造林公共事業の対象外森林

#### ◆ニホンジカ被害対策◆

防除方法	対象森林
防護柵の設置、忌避剤の散布等	造林公共事業の対象森林 (1施業地の面積が0.1ha以上)
防護柵の設置等	造林公共事業の対象外森林

### (3) 林野火災の予防の方針

林野火災の予防については、山火事等の森林被害を未然に防止するため、山火事注意看板等の設置による地域住民等への普及啓発を図りつつ、防火線や防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うものとします。

### (4) その他必要な事項

<なし>

## 第6項 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

### (1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林とは、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林とします。

保健機能森林の区域については、次の指針に沿って、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、森林施業の担い手となる森林組合の存在等を考慮して、市町村森林整備計画で定めることとします。

#### ◆保健機能森林の区域の基準◆

湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るために整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林。

### (2) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法等に関する指針

保健機能森林の区域内の森林における施業の方法、森林保健施設の整備については、次の指針に沿って、市町村森林整備計画で定めることとします。

#### ◆保健機能森林の区域内の森林における施業の方法等に関する指針◆

項目	指針等
施業の方法	<p>森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養、県土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、森林の特色を踏まえて、択伐による施業、特定広葉樹の育成を行う施業等の皆伐以外の方法を原則とする。</p> <p>また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行う。</p>
森林保健施設の整備	<p>自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行う。</p> <p>また、整備に当たっては、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高。すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高。）を定め実施する。</p>

## 第7項 計画量等

### 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

計画区の森林資源の状況などを考慮し、計画期間内における伐採立木材積について、次のとおり設定します。

単位 材積：千m<sup>3</sup>

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数 (変更前)	960 (1,208)	868 (1,108)	92 (100)	391 (520)	299 (420)	92 (100)	569 (688)	569 (688)	0 (0)
前半5カ年の計画量 (変更前)	437 (582)	398 (532)	39 (50)	153 (238)	114 (188)	39 (50)	284 (344)	284 (344)	0 (0)

### 2 間伐面積

上記1により定める間伐に係る伐採立木材積、間伐を実施すべき林齢となってい る森林、過去の間伐の実施の傾向等を考慮し、計画期間内における間伐面積について、次のとおり設定します。

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総 数 (変更前)	5,730 (6,818)
前半5カ年の計画量 (変更前)	2,759 (3,409)

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

計画区の地質、土壤等の自然条件及び伐採計画量などを考慮し、計画期間内における人工造林及び天然更新別の造林面積について、次のとおり設定します。

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総 数 (変更前)	766 (1,000)	608 (794)
前半5カ年の計画量 (変更前)	333 (457)	199 (363)

## 4 林道の開設及び拡張に関する計画

計画区の路網の整備状況や森林の管理及び木材の搬出効率の向上等を考慮し、計画期間内における開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等については、次のとおり設定します。

① 市町村別集計表

単位 延長：km

開設拡張の別	市町村名	路線数	延長計	備考
開設	総 数	51	43.7	
	富山市	17	13.3	
	魚津市	4	3.3	
	滑川市	1	0.3	
	黒部市	5	7.7	
	上市町	4	5.8	
	立山町	13	6.7	
	入善町	1	1.0	
	朝日町	6	5.6	

開設拡張の別	市町村名	路線数	延長計	備考
拡張	総 数	197	351.4	
	富山市	73	156.6	
	魚津市	28	50.3	
	滑川市	3	3.7	
	黒部市	24	24.8	
	上市町	17	17.3	
	立山町	25	53.6	
	入善町	6	22.8	
	朝日町	21	22.3	

② 路線別明細表

ア 開 設

単位 延長：km、面積：ha

開設 拡張 の別	種 類	区分	市町村名	路 線 名	延長	利 用 区 域 面 積	前半 5ヶ年の 計画箇所	備考
開設	自動車道		富山市	町長水須	2.2	5,834	○	
//	//		//	有峰	2.0	19,475	○	
//	//		//	大山Ⅰ	0.1	2,388		
//	//		//	大山Ⅱ	0.1	1,024		
//	//		//	大山・大沢野	0.5	1,226		
//	//		//	大沢野・八尾	3.1	3,218	○	
//	//		//	中山	0.3	17		
//	//		//	市場	0.3	103		
//	//		//	須原御鷹山	0.3	178		
//	//		//	万願寺・寺家	0.3	431		
//	//		//	町長	1.5	81		
//	//		//	今生津	0.3	194		
//	//		//	金昌寺	0.3	21		
//	//		//	黒牧文珠寺	0.8	223	○	
//	//		//	稻荷堂・新屋	0.4	119		
//	//		//	西御鷹山	0.3	188		
//	//		//	笹津山	0.5	31		
			小 計	17	13.3			
開設	自動車道		(黒部市) 魚津市	別又嘉例沢	1.0	(3,105) 862	○	
//	//		魚津市	鉢春日	0.3	210		
//	//		//	大菅沼池滝	1.0	123		
//	//		//	福平・東城	1.0	1,254	○	
			小 計	4	3.3			
開設	自動車道	林業専用道	滑川市	蓑輪	0.3	131		
			小 計	1	0.3			
開設	自動車道		(魚津市) 黒部市	別又嘉例沢	5.3	(3,106) 2,214		
//	//		黒部市	田畠	0.3	150		
//	//		//	池尻	0.7	138		
//	//		//	福平・東城	0.9	627	○	
//	//		//	下立・嘉例沢	0.5	846		
			小 計	5	7.7			

単位 延長：km、面積：ha

開設拡張の別	種類	区分	市町村名	路線名	延長	利用区域面積	前半5ヶ年の計画箇所	備考
開設	自動車道		(立山町) 上市町	須山芦嶺寺	0.3	(2,279) 1,128		
//	//		(滑川市) 上市町	黒川	1.5	(35) 31		
//	//		上市町	本ノ蔵	0.5	82		
//	//		//	開谷中村	3.5	240	○	
			小計	4	5.8			
開設	自動車道		(上市町) 立山町	須山芦嶺寺	0.3	(2,279) 1,151		
//	//		立山町	芦見	0.3	44		
//	//		//	池田1号	0.3	105		
//	//		//	松倉	0.3	92		
//	//		//	長倉	0.4	266	○	
//	//		//	鏡谷	0.3	60		
//	//		//	ドス谷	1.2	20		
//	//		//	虫谷	1.2	62		
//	//		//	城前	0.3	164		
//	//		//	黒谷	0.3	155		
//	//		//	吉峰	1.0	72		
//	//		//	池田2号	0.5	52		
//	//		//	ニツ竹	0.3	41		
			小計	13	6.7			
開設	自動車道		入善町	羽入・明日	1.0	863	○	
			小計	1	1.0			
開設	自動車道		(入善町) 朝日町	舟見小川	0.3	(947) 90		
//	//		朝日町	宇津谷	0.5	108		
//	//		//	四倉谷	0.3	72		
//	//		//	蛭谷2号	0.5	52		
//	//		//	宮崎・蛭谷	3.0	2,555	○	
//	//		//	羽入・明日	1.0	1,442	○	
			小計	6	5.6			
			計	51	43.7			

注：1 市町村名欄の( )は、当該林道が通じている隣接市町村

2 利用区域欄の( )は、当該市町村を含めた全体の数量

イ 拡 張

単位 延長: km、面積: ha

開設 拡張 の別	種類	区分	市町村名	路線名	延長	利 用 区 域 面 積	前半 5ヶ年の 計画箇所	備考
拡張	(舗装)		富山市	吉野東猪谷	(1) 8.4	818		
	(改良)				(20) 2.0			
〃	(舗装)		〃	御前山	(1) 5.0	235		
	(改良)				(2) 1.0			
〃	(舗装)		〃	御前山2号	(1) 0.5	41		
	(改良)				(1) 0.5			
〃	(舗装)		〃	金昌寺	(1) 0.2	21		
	(改良)				(1) 0.2			
〃	(舗装)		〃	大清水	(1) 1.8	88		
	(改良)				(1) 1.8			
〃	(舗装)		〃	黒牧文珠寺	(1) 2.0	223	○	
	(改良)				(1) 3.3			
〃	(舗装)		〃	床鍋	(1) 1.5	109		
	(改良)				(1) 1.5			
〃	(舗装)		〃	小見	(1) 0.7	155		
	(改良)				(1) 0.7			
〃	(舗装)		〃	牧野	(1) 2.4	73		
	(改良)				(1) 2.4			
〃	(舗装)		富山市	鎌ヶ谷	(1) 5.1	192		
	(改良)				(1) 2.0			
〃	(舗装)		(南砺市) 富山市	清水入谷	(1) 5.8	(319)		
	(改良)				(5) 1.1		○	
〃	(舗装)		富山市	狐寺	(1) 0.6	44		
	(改良)				(2) 0.5			
〃	(舗装)		〃	赤目谷	(1) 2.5	51		
	(改良)				(2) 0.5			
〃	(舗装)		〃	榆原割山	(1) 1.7	81		
	(改良)				(3) 1.0			

単位 延長: km、面積: ha

開設 拡張 の別	種類	区分	市町村名	路線名	延長	利 用 区 面	前半 5ヶ年 の 計画箇所	備考
拡張	(舗装)		富山市	須原御鷹山	(1) 5.4	178	○	
	(改良)				(8) 2.3		○	
〃	(舗装)		〃	大谷	(1) 1.4	541	○	
	(改良)				(10) 3.0		○	
〃	(舗装)		〃	高橋	(1) 1.4	20	○	
	(改良)				(5) 1.0			
〃	(舗装)		〃	滝又	(10) 5.0	308		
	(改良)				(1) 0.1		○	
〃	(舗装)		〃	須原2号	(1) 0.8	186		
〃	〃		〃	伏木	(1) 1.0	52	○	
〃	〃		〃	袖山	(1) 1.1	39		
〃	〃		〃	東山	(1) 0.7	32		
〃	〃		〃	中尾	(1) 0.5	224	○	
〃	〃		〃	安藏	(10) 5.0	554		
〃	〃		〃	東俣	(5) 2.0	122		
〃	〃		〃	小原河内	(1) 7.2	1,028		
〃	〃		〃	千待谷	(1) 1.1	39		
〃	〃		〃	小田刈	(1) 1.3	42		
〃	〃		〃	本宮	(1) 1.1	34		
〃	〃		〃	すべり川	(1) 0.5	49		
〃	〃		〃	掛畠・上笠原	(1) 1.5	48	○	
〃	〃		〃	深道	(1) 8.6	330		
〃	〃		〃	今山田中村	(1) 1.7	23		
〃	〃		〃	笠津山	(1) 0.6	31		
〃	(改良)		〃	寺津	(1) 0.5	48		
〃	〃		〃	須原土	(3) 2.0	330		
〃	〃		〃	市場	(1) 0.6	103	○	
〃	〃		〃	東俣	(3) 0.5	122		
〃	〃		〃	小原赤倉	(5) 2.0	143		

単位 延長: km、面積: ha

開設 拡張 の別	種類	区分	市町村名	路線名	延長	利 用 区 面	前半 5ヶ年 の 計画箇所	備考
拡張	(改良)		富山市	下瀬戸	(1) 0.1	109	○	
//	//		//	牧線	(1) 0.2	103		
//	//		//	ヒノ谷	(2) 0.2	490	○	
//	//		//	西谷	(1) 2.0	118		
//	//		//	下ノ谷	(5) 1.2	59		
//	//		//	茗ヶ原中根	(1) 0.3	36		
//	//		//	祖父岳	(3) 0.3	1,324	○	
//	//		//	小原河内	(10) 5.7	1,028	○	
//	//		//	西瀬戸	(2) 0.8	212		
//	//		//	天池足谷	(2) 1.0	53	○	
//	//	(砺波市) 富山市		牛岳	(3) 1.5	(1,955) 1,631	○	
//	//	富山市		安藏	(2) 0.5	554		
//	//		//	真川	(3) 0.5	10,177	○	
//	//		//	湖周南岸	(10) 1.0	542	○	
//	//		//	原亀谷	(3) 1.0	563		
//	//		//	有峰	(2) 0.5	7,826	○	
//	//		//	有峰西岸	(5) 2.0	1,956	○	
//	//		//	御鷹山	(6) 2.5	806	○	
//	//		//	小口川	(5) 1.0	3,698	○	
//	//		//	下伏	(1) 0.1	22	○	
//	//		//	荒屋敷桧峠	(1) 0.1	277	○	
//	//		//	荒屋敷千長原	(1) 0.1	172	○	
//	//		//	長棟川	(3) 0.3	1,422	○	
//	//		//	太郎平	(6) 4.0	1,361	○	
//	//		//	桐谷	(2) 0.2	356	○	
//	//		//	町長水須	(3) 6.5	5,732	○	
//	//		//	笹津岩稻	(5) 1.0	109		
//	//		//	庵谷峠	(2) 1.0	78	○	
//	//		//	猪谷川	(6) 1.9	321	○	

単位 延長: km、面積: ha

開設 拡張 の別	種類	区分	市町村名	路線名	延長	利 用 区 面	前半 5ヶ年の 計画箇所	備考
拡張	(改良)		富山市	大谷川	(5) 1.0	424	○	
//	//		//	万願寺寺家	(5) 1.0	431		
//	//		//	鍋谷	(3) 0.5	142		
//	//		//	蔵ヶ谷	(2) 1.0	31	○	
//	//		//	柳川	(1) 0.5	8	○	
			小計	73	(245) 156.6			
拡張	(舗装)		(黒部市) 魚津市	別又僧ヶ岳	(1) 3.1	(1,941)	○	
	(改良)				(15) 3.1		931	○
//	(舗装)		魚津市	坪野虎谷	(2) 2.5	1,512	○	
	(改良)				(10) 3.0		○	
//	(舗装)		//	奥東城1号	(1) 2.2	111	○	
	(改良)				(1) 1.1		○	
//	(舗装)		//	前東城1号	(1) 1.5	148	○	
	(改良)				(4) 1.8		○	
//	(舗装)		//	黒谷1号	(1) 2.6	128	○	
	(改良)				(2) 3.0		○	
//	(舗装)		//	山女	(1) 0.5	158	○	
	(改良)				(1) 1.0		○	
//	(舗装)		//	大熊	(1) 0.6	62	○	
	(改良)				(1) 0.2		○	
//	(舗装)		//	大菅沼沢滝	(1) 1.0	123	○	
	(改良)				(1) 1.0		○	
//	(舗装)		//	西谷	(1) 1.2	82	○	
	(改良)				(1) 1.2		○	
//	(舗装)		//	御影	(1) 1.0	54	○	
	(改良)				(3) 1.0		○	
//	(舗装)		//	常泉寺	(1) 0.4	43	○	
	(改良)				(3) 0.4		○	
//	(舗装)		//	成谷	(1) 1.5	659	○	
	(改良)				(9) 0.5		○	

単位 延長：km、面積：ha

開設 拡張 の別	種類	区分	市町村名	路線名	延長	利 用 区 面	前半 5ヶ年の 計画箇所	備考
拡張	(舗装)		魚津市	稗畠1号	(1) 1.0	69	○	
	(改良)				(1) 0.5		○	
//	(舗装)		//	キリカケ場	(1) 0.8	14		
//	//		//	鉢春日	(1) 1.3	210		
//	//		//	口ノ入	(1) 1.8	52		
//	//		//	前東城二号	(1) 1.4	27	○	
拡張	(舗装)		魚津市	大沢	(1) 0.3	19	○	
//	(改良)		//	二ヶ赤瀬羅	(5) 3.4	40	○	
//	//		//	平沢池ノ原	(5) 1.0	742	○	
//	//		//	平沢洩瀧	(1) 0.5	39	○	
//	//		//	鹿熊	(1) 0.1	118		
//	//		//	東城日尾	(2) 0.6	169	○	
//	//		//	鹿熊城	(2) 0.2	9	○	
//	//		//	蛇根谷	(1) 1.7	51		
//	//		//	石垣平大菅沼	(1) 0.1	34	○	
//	//		//	下椿升方	(1) 0.1	33	○	
//	//		//	北山	(1) 0.1	8	○	
				小計	28	50.3		
拡張	(舗装)		滑川市	東福寺	(1) 1.0	50		
	(改良)				(2) 0.5			
//	(改良)	林業専用道	//	蓑輪	(1) 0.6	131		
//	//		//	大林谷	(1) 1.6	67		
				小計	3	3.7		
拡張	(舗装)		(魚津市) 黒部市	別又僧ヶ岳	(1) 0.5	(931)	○	
	(改良)				(1) 0.1		○	
//	(舗装)		黒部市	別所中山	(1) 0.5	4		
	(改良)				(2) 1.0			
//	(舗装)		//	内生谷	(1) 0.5	109		
	(改良)				(1) 1.0			

単位 延長: km、面積: ha

開設 拡張 の別	種類	区分	市町村名	路線名	延長	利 用 区 面	前半 5ヶ年の 計画箇所	備考
拡張	(舗装)		黒部市	明日	(1) 1.0	140		
	(改良)				(2) 0.2			
〃	(舗装)		〃	青岩	(2) 1.4	82		
	(改良)				(2) 0.2			
〃	(舗装)		〃	寺藏	(1) 1.0	45		
	(改良)				(1) 1.0			
〃	(舗装)		〃	土山	(1) 0.3	19		
	(改良)				(1) 0.3			
〃	(舗装)		〃	中谷	(1) 2.0	290		
	(改良)				(3) 0.2		○	
〃	(舗装)		〃	青岩2号	(2) 0.6	70		
	(改良)				(3) 0.6			
〃	(舗装)		〃	福平	(2) 0.5	90		
〃	〃		〃	与茂谷	(2) 0.2	52		
〃	〃		〃	福平池尻	(2) 2.6	105		
〃	〃		〃	前沢	(1) 1.1	13	○	
〃	〃		〃	南別所	(1) 1.5	20		
〃	〃		〃	氷解本	(1) 0.4	17		
〃	〃		〃	阿弥陀堂1号	(1) 0.1	23		
〃	(改良)		〃	田畠	(1) 2.6	150		
〃	〃		〃	池尻	(1) 0.2	138		
〃	〃		〃	下立嘉例沢	(3) 0.5	261	○	
〃	〃		〃	仁王堂	(4) 0.5	145		
〃	〃		〃	柳又	(3) 0.3	53		
〃	〃		〃	杉谷	(1) 0.1	139		
〃	〃		〃	氷解	(3) 0.5	79		
〃	〃		〃	福平開拓地	(1) 1.3	40		
			小計	24	(54) 24.8			

単位 延長：km、面積：ha

開設 拡張 の別	種類	区分	市町村名	路線名	延長	利 用 区 面	前半 5ヶ年 の 計画箇所	備考
拡張	(舗装)		上市町	南谷	(5) 1.5	43		
	(改良)				(5) 1.5			
〃	(舗装)		〃	滝谷	(10) 1.2	22	○	
	(改良)				(10) 1.2			
〃	(舗装)		〃	骨原	(3) 0.2	207	○	
	(改良)				(3) 0.2			
〃	(改良)		(立山町) 上市町	大辻山	(2) 2.0	(1,808) 988	○	
〃	(改良)		上市町	釂泉寺	(5) 1.0	31		
〃	〃		〃	北谷	(2) 1.2	87	○	
〃	〃		〃	坪野蓬沢	(2) 0.5	2,252	○	
〃	〃		〃	大観峰	(1) 0.1	89		
〃	〃		〃	上原	(1) 0.3	57		
〃	〃		〃	桑ノ木鍋増	(5) 3.0	832		
〃	〃		〃	桑首	(4) 1.4	271	○	
〃	〃		〃	片地	(1) 0.1	154		
〃	〃		〃	千石	(1) 0.1	75		
〃	〃		〃	伊折千石	(1) 0.1	963		
〃	(舗装)		〃	西種	(2) 0.1	270	○	
〃	(改良)				(2) 0.1		○	
〃	(舗装)		〃	片地1号	(1) 0.7	27	○	
	(改良)				(1) 0.7			
〃	〃		(滑川市) 上市町	黒川	(2) 0.1	(35) 31		
			小計		17	17.3		

単位 延長: km、面積: ha

開設 拡張 の別	種類	区分	市町村名	路線名	延長	利 用 区 面	前半 5ヶ年の 計画箇所	備考
拡張	(舗装)		立山町	目桑	(2) 1.0	42	○	
	(改良)				(1) 0.5			
〃	(舗装)		〃	虫谷	(1) 2.1	62		
	(改良)				(1) 0.5			
〃	(舗装)		〃	黒谷	(3) 2.3	155		
	(改良)				(1) 0.5			
〃	(舗装)		〃	城前	(1) 3.4	164	○	
	(改良)				(2) 2.0			
〃	(舗装)		〃	長倉	(1) 5.0	266		
	(改良)				(1) 2.0			
〃	(舗装)		〃	四谷尾第2	(1) 0.5	16		
	(改良)				(2) 1.3			
〃	(舗装)		〃	吉峰	(1) 1.0	72		
	(改良)				(1) 1.0			
〃	(舗装)		〃	白岩	(1) 3.7	174	○	
	(改良)				(1) 0.5			
〃	(舗装)		〃	池田1号	(1) 5.0	105		
〃	(舗装)		〃	柄津	(3) 2.3	89	○	
	(改良)				(1) 0.1			
〃	(舗装)		〃	埃谷1号	(1) 0.6	27		
〃	〃		〃	松倉	(1) 3.8	92		
〃	〃		〃	芦見	(1) 1.5	44		
〃	〃		〃	池田2号	(2) 0.4	52		
〃	〃		〃	四谷尾第3	(1) 0.5	12		
〃	〃		〃	ドス谷	(1) 0.4	20		
〃	(改良)		〃	志鷹谷	(1) 0.7	25		
〃	〃		〃	新村	(1) 5.1	244		
〃	〃		〃	座主坊	(1) 0.5	192		

単位 延長: km、面積: ha

開設 拡張 の別	種類	区分	市町村名	路線名	延長	利 用 区 面	前半 5ヶ年の 計画箇所	備考
拡張	(改良)		立山町	塔倉山	(3) 1.0	611		
//	//		//	大観峰	(1) 0.7	89		
//	//		//	乳子場	(1) 0.7	58		
//	//		//	尼子谷	(1) 0.5	67		
//	//	(上市町) 立山町		大辻山	(1) 2.0	(1,808) 820		
//	//		立山町	茨谷	(2) 0.5	609		
			小計		(45) 25	53.6		
拡張	(舗装)		入善町	中谷	(1) 1.7	170	○	
	(改良)				(1) 1.7			
//	(舗装)		//	奥中野	(1) 3.1	37	○	
	(改良)				(1) 3.1			
//	(舗装)		//	舟見小川	(1) 2.0	873	○	
	(改良)				(1) 2.0		○	
//	(舗装)		//	六谷	(1) 3.5	342	○	
	(改良)				(1) 3.5		○	
//	(舗装)		//	中野	(1) 0.8	36	○	
	(改良)				(1) 0.8		○	
//	(舗装)		//	熊坂	(1) 0.3	34		
	(改良)				(1) 0.3			
			小計		(12) 6	22.8		
拡張	(舗装)		朝日町	大平	(2) 1.0	3,120		
	(改良)				(3) 1.0			
//	(舗装)		//	蛭谷	(1) 0.5	783		
	(改良)				(1) 0.5			
//	(舗装)		//	蛭谷2号	(1) 0.8	52		
	(改良)				(1) 0.5			
//	(舗装)		//	棚山	(2) 0.3	200		
	(改良)				(3) 0.5		○	
//	(舗装)		//	石谷・谷	(2) 1.5	209		
	(改良)				(3) 1.5			

単位 延長: km、面積: ha

開設 拡張 の別	種類	区分	市町村名	路線名	延長	利 用 区 面	前半 5ヶ年の 計画箇所	備考
拡張	(舗装)		朝日町	辻	(2) 1.0	151	○	
	(改良)				(2) 3.5		○	
〃	(舗装)		〃	小在池	(1) 1.0	60	○	
	(改良)				(1) 0.2		○	
〃	(舗装)		〃	湯上谷	(1) 0.2	17		
〃	〃		〃	上木谷	(1) 0.4	71		
〃	〃		〃	宇津谷	(1) 0.5	108		
〃	〃		〃	四倉谷	(1) 2.0	72		
〃	〃		〃	岩井谷	(1) 0.5	31		
〃	〃		〃	南谷	(1) 0.5	51		
〃	(改良)		〃	常福寺	(1) 0.5	36		
〃	〃		〃	山合	(3) 0.3	63		
〃	〃		〃	金剛谷	(1) 0.5	40		
〃	〃		〃	横田	(1) 0.5	13		
〃	〃		〃	道口	(1) 1.5	53		
〃	〃		〃	相ノ又	(3) 0.6	1,235		
拡張	(改良)		朝日町	上ノ山	(1) 0.1	21		
〃	〃		〃	花房熊坂	(1) 0.4	2		
			小計	21	(43) 22.3			
			合計	197	(564) 351.4			

注 : 1 市町村名欄の( )は、当該林道が通じている隣接市町村  
 2 延長欄の( )は、箇所数  
 3 利用区域欄の( )は、当該市町村を含めた全体の量

## 5 保安林整備及び治山事業に関する計画

### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

計画区の自然条件や社会条件を考慮し、計画期間内における保安林として管理すべき森林の種類別面積等については、次のとおり設定します

#### ① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

保安林の種類	面 積 (ha)	前半5ヵ年の 計画面積	備 考
総数（実面積）	62,415	62,078	
水源涵養のための保安林	32,266	32,114	
災害防備のための保安林	30,110	29,926	
保健、風致の保存等のための保安林	6,483	6,483	

※総数欄は、2以上的目的達成のために指定する保安林があるため、内訳の合計とは合致しない。

#### ② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所 在及び面積

指定／ 解除	種類	森林の所在		面 積 (ha)	前半5ヵ年 の計画面積	指定又は解除を必 要とする理由	備考
		市町村	区 域				
指定	水源涵 養のた めの保 安林	富山市 (大沢野) (山田村) (八尾町) (細入村)	布尻町長入会地	30	14	水源涵養のため	
			寺津	20	10		
			山田数納	50	25		
			山田赤目谷	50	25		
			尾久	50	25		
			猪谷	50	25		
			小計	250	124		
			魚津市	30	15	水源涵養のため	
			松倉	30	15		
			三ヶ	60	30		
	総計			310	154		

指定／解除	種類	森林の所在		面積 (ha)	前半5ヵ年 の計画面積	指定又は解除を 必要とする理由	備考	
		市町村	区域					
指定	災害防備のための保安林	富山市  (大沢野町)	伏木	10	5	災害防備のため		
			寺津	10	5			
			布尻	20	20			
			町長	20	20			
			有峰	10	5			
			大双嶺	10	5			
			小原	10	5			
		(八尾町)	小井波	10	5			
			切詰	20	10			
		(山田村) (細入村)	桐谷	20	10			
			高清水	20	10			
			庵谷	20	10			
			小計	180	110			
		魚津市	平沢	20	10			
		小計		20	10			
		黒部市  (黒部市) (宇奈月町)	田畠	10	5			
			尾ノ沼	20	5			
			内山	10	5			
			小計	40	15			
		入善町	神子沢	10	5			
			小計	10	5			
		上市町	西種	10	5			
			伊折六ヶ村	10	5			
			入会	20	5			
			伊折	40	15			
		立山町	芦嶮寺	20	10	災害防備のため		
			虫谷	20	10			
			千垣	10	5			
		小計		50	25			

指定／解除	種類	森林の所在		面 積 (ha)	前半5ヵ年 の計画面積	指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	区 域				
指定	災害防備のための保安林	朝日町	大平 元屋敷 山崎 境 宮崎 小計	15 10 20 10 10 65	5 5 10 5 5 30	災害防備のため	
	総計			405	210		
解除	水源涵養のための保安林	富山市	有峰	1	1	指定理由の消滅	
			水須	1	0		
		小計		2	1		
		魚津市	三ヶ	3	2		
				3	2		
	災害防備のための保安林	朝日町	大平	2	0	指定理由の消滅	
				2	0		
		小計					
		計		7	3		
		富山市	中地山	8	5		
			小見亀谷入会	1	1		
			横越	1	1		
			海岸通	2	1		
			日方江	2	1		
	魚津市	三ヶ	針日	1	0	指定理由の消滅	
				15	9		
		小計					
		小計		2	1		
				2	1		
	朝日町	大平 蛭谷 山崎		2	1	指定理由の消滅	
				1	1		
				1	0		
		小計		4	2		
		滑川市	高塚	1	0		
				1	0		
	入善町	芦崎 下飯野		1	1	指定理由の消滅	
				1	0		
				2	1		
		小計					
		総計		24	13		

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源の涵養			9,600	9,600	950
災害の防備			9,000	9,000	900
保健・風致 の保存等			2,000	2,000	200

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

《該当なし》

(3) 実施すべき治山事業の数量

計画区内の事業の重要性、緊急度等を勘案し、計画期間内における治山事業（保安施設事業及び林野の保全にかかる地すべり防止事業）を実施する箇所について、次のとおり設定します。

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域	前半5ヶ年 の計画数量			
富山市 (大沢野町)	伏木	1	1	山腹工、本数調整伐	
	町長	1	1	渓間工、山腹工	
	寺津	1	1	渓間工、本数調整伐	
	今生津	1	1	山腹工	
	小計	4	4		
富山市 (大山町)	亀谷	1	1	渓間工、山腹工	
	有峰	3	3	渓間工、山腹工、本数調整伐	
	日尾	1	1	山腹工	
	中地山	1	1	渓間工、山腹工	
	石淵	1		渓間工	
	本宮	1		本数調整伐	
	小見	1		渓間工、本数調整伐	
	原	1		渓間工	
	牧	1	1	渓間工、山腹工	
	大双嶺	1	1	渓間工、本数調整伐	
	下双嶺	1	1	渓間工、山腹工	
	河内	1		本数調整伐	
	小原	2	1	渓間工、本数調整伐	

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		前半5ヶ年 の計画数量		
富山市 (大山町)	才覚地	2	2	渓間工、山腹工	
	岡田	1	1	渓間工	
	文珠寺	1	1	本数調整伐	
	和田	1	1	渓間工	
	小計	21	15		
富山市 (八尾町)	上牧	2		渓間工、本数調整伐	
	東原	1		本数調整伐	
	田ノ頭	2	2	渓間工、山腹工	
	内名	1		渓間工、本数調整伐	
	小井波	1	1	渓間工、本数調整伐	
	切詰	2	2	渓間工、山腹工、本数調整伐	
	平沢	1		本数調整伐	
	桐谷	1		渓間工、本数調整伐	
	小谷	1		本数調整伐	
	大玉生	1		山腹工	
	新屋	1		渓間工、山腹工、本数調整伐	
	薄尾	1	1	地下水排除工	
	柄折	1	1	渓間工	
	井田	1		渓間工	
	三ツ松	1	1	渓間工、山腹工	
	小計	18	8		
富山市 (婦中町)	外輪野	1		渓間工	
	千里	1	1	山腹工	
	小計	2	1		
富山市 (山田村)	白井谷	1		渓間工	
	数納	2		渓間工、本数調整伐	
	高清水	2	1	渓間工、本数調整伐	
	若土	1	1	渓間工	
	小計	6	2		
富山市 (細入村)	榆原	2		本数調整伐	
	猪谷	2	1	渓間工、本数調整伐	
	庵谷	2	1	渓間工、本数調整伐	
	蟹寺	1		山腹工	
	小計	7	2		

森林の所在		治山事業施行地区数	前半5ヶ年 の計画数量	主な工種	備考
市町村	区域				
魚津市	鹿熊	1		渓間工	
	二ヶ	2	2	渓間工、山腹工	
	平沢	2	1	渓間工、本数調整伐	
	三ヶ	2	2	渓間工	
	古鹿熊	1		渓間工	
	宮津	1		渓間工	
	東山	1		地下水排除工	
	長引野	1	1	渓間工	
	小川寺	1	1	渓間工、本数調整伐	
	湯ノ上	1	1	山腹工	
	東城	1	1	渓間工、本数調整伐	
	湯上谷	1	1	渓間工	
計		15	10		
黒部市	田畠	1	1	渓間工、山腹工、本数調整伐	
	池尻	2		渓間工	
	三ヶ山	1	1	渓間工、山腹工	
	朴谷	1	1	渓間工	
	笠破	1		渓間工	
	尾中	2	2	渓間工	
	小計	8	5		
黒部市 (宇奈月町)	舟見明日 音沢	2	1	渓間工、山腹工	
	深谷	2		渓間工、山腹工	
	尾ノ沼	1	1	渓間工、山腹工、本数調整伐	
	浦山	1		渓間工	
	下立	1	1	渓間工	
	大尾	3	2	渓間工	
	内山	3	3	渓間工、本数調整伐	
	大尾	1	1	渓間工	
	明日	1	1	渓間工	
	馬瀬ノ谷	1	1	山腹工	
	小計	16	11		

森林の所在		治山事業施行地区数	前半5ヶ年 の計画数量	主な工種	備考
市町村	区域				
上市町	桧谷	1	1	渓間工	
	折戸	1		渓間工	
	千石	2	1	渓間工、山腹工	
	西種	2	1	渓間工、山腹工、本数調整伐	
	蓬沢	2		渓間工、山腹工	
	伊折六ヶ村 入会	2	2	渓間工、山腹工、本数調整伐	
	稻村	1	1	渓間工	
	大沢	2	2	渓間工	
	東種	3	1	渓間工、地下水排除工	
	伊折	4	2	渓間工、山腹工、本数調整伐	
	小計	20	11		
立山町	芦嶺寺	2	1	渓間工、山腹工、本数調整伐	
	長倉	1	1	渓間工、地下水排除工	
	虫谷	1	1	渓間工、山腹工、本数調整伐	
	目桑	1		渓間工、山腹工、本数調整伐	
	千垣	1	1	渓間工、本数調整伐	
	栃津	1		本数調整伐	
	小計	7	4		
入善町	舟見	1	1	本数調整伐	
	木根・古黒部	1	1	本数調整伐	
	八幡・横山	1	1	本数調整伐	
	神子沢	1	1	本数調整伐	
	田中	1	1	本数調整伐	
	小計	5	5		
朝日町	大平	3	1	渓間工、本数調整伐	
	元屋敷	1	1	山腹工、本数調整伐	
	笹川	3	1	渓間工、山腹工、本数調整伐	
	南保	1		渓間工、山腹工、本数調整伐	
	蛭谷	2	1	渓間工、山腹工、本数調整伐	
	山崎	1	1	渓間工、山腹工、本数調整伐	
	横尾	1		山腹工	
	境	3	3	渓間工、山腹工、本数調整伐	
	宮崎	2	1	渓間工、山腹工、本数調整伐	
	小計	17	9		
	計	146	87		

## 第8項 その他必要な事項

### 1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、以下のとおりです。

#### ◆保安林◆

保安林及び保安施設地区の施業方法については、保安林ごとに個々の指定施業要件が定められています。

なお、森林法施行令の「指定施業要件を定める場合の基準」は以下のとおりです。

事 項	基 準
伐採の方法	<p>(一) 主伐に係るもの</p> <p>イ 水源の涵養又は風害若しくは干害の防備をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、伐採種の指定をしない。</p> <p>□ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備若しくは潮害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、択伐による。</p> <p>ハ なだれの防止をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。</p> <p>二 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(二) 間伐に係るもの</p> <p>イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあっては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>□ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。</p>
伐採の限度	<p>(一) 主伐に係るもの</p> <p>イ 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。</p>

	<p>□ 地形、気象、土壤等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>ハ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>(二) 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第一号(二)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p>
植栽	<p>(一) 方法に係るもの</p> <p>満1年以上の苗（当該苗と同等の大きさのものとして農林水産省令で定める基準に適合する苗を含む。）を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(二) 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(三) 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

## ◆自然公園等◆

区 分	施業の方法等
国立公園特別保護地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則として禁伐とする</li> </ul>
国立公園・国定公園・県立自然公園 第1種特別地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 単木抾伐法によるものであること。</li> <li>● 単木抾伐法は、次の規定により行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伐採できる林齢は、標準伐期齢に10年以上加えて決定する。</li> <li>・ 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</li> </ul> </li> </ul>
国立公園・国定公園・県立自然公園 第2種特別地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 伐採方法は原則として抾伐とする。ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐を行うことができる。</li> <li>● 公園事業に係る施設及び集団施設地区の周辺は、単木抾伐とする。</li> <li>● 伐採できる林齢は、標準伐期齢以上とする。</li> <li>● 択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以下とし、薪炭林においては60%以下とする。</li> <li>● 皆伐を行う場合の1伐区の面積は2ha以内とし、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。</li> </ul>
国立公園・国定公園・県立自然公園 第3種特別地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全般的な風致の維持を考慮して施業を実施することとし、特に施業の制限は定めない。</li> </ul>

## ◆その他◆

砂防指定地	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 富山県砂防指定地等管理規則による。</li> </ul>
史跡名勝天然記念物	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化庁長官及び市町村教育委員会との協議による。</li> </ul>
鳥獣保護区特別保護地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 富山県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則による。</li> </ul>
特別母樹林	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則として禁伐とする</li> </ul>
県自然環境保全地域の特別地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>● それぞれの地域ごとに定められている保全計画による。</li> </ul>
都市計画区域風致地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 皆伐を行う場合にあっては、伐採後の成林が確実であると認められるものであり、かつ、伐採区域面積が1haをこえないこと。</li> </ul>

## 2 その他必要な事項

＜なし＞





